

富谷市立富ヶ丘小学校

いじめ防止基本方針

平成26年 4月（平成31年3月改訂）

富谷市立富ヶ丘小学校

目 次

1	基本的な考え	3
	(1) 特に配慮が必要な児童について	3
2	いじめ問題対策委員会の設置	4
	(1) 設置	4
	(2) 構成	4
	(3) 年間計画	5
3	基本的施策	6
	(1) 道徳教育の充実	6
	①推進体制	6
	②各学年部の主なねらい（いじめに関連した事項を中心に）	6
	③具体的な取組	6
	(2) 早期発見のための措置	6
	①体制整備	6
	②組織的対応	6
	③いじめ発生時の対応	7
	④啓発活動	7
	(3) 相談体制の整備	7
	①養護教諭の役割	7
	②スクールカウンセラー，心のケア支援員の活用	7
	③校内における相談組織体制の強化	7
	(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	7
	①講演会の開催	7
	②保護者向けのフィルタリング機能の普及促進	7
	③教職員,保護者,スマートフォン等を携帯している児童向けの情報モラルの啓発	7
	(5) 人材の確保	7
	①外部専門家の活用	7
	②関係諸機関との連携と情報の共有化	7
	(6) 調査研究の推進	8
	①アンケート調査の実施	8
	②定期的な面談	8
	③児童の行動観察	8

④連絡帳等による情報収集	8
(7) 啓発活動	8
①教育相談のお知らせ	8
②各種研修会の開催	8
4 個別のいじめに対する措置	9
(1) いじめの事実確認	9
①本人からの聞き取り	9
②友達, 周囲からの聞き取り	9
③事実関係の照合	9
(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援	9
①児童に対する支援	9
②保護者に対する支援	10
(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言	10
①児童に対する指導	10
②保護者に対する助言	10
5 関係諸機関との連携	10
(1) 公的機関	10
(2) 警察関係	10
6 その他	11
(1) 学校評価における留意事項	11
(2) 学校間の連携協力体制	11
(3) 教職員に対する研修	11
(4) その他	11
<資料1> いじめ発見のためのアンケート	12
<資料2> いじめ発見のためのチェックシート (保護者用)	13
<資料3> 教師用・学校用チェックシート	14
<資料4> いじめ問題に対する日常の取組チェックシート (学校用)	15
<資料5> いじめを認知したときの対応チェックシート (学校用)	16
<資料6> 学校評価の進め方	17

富谷市立富ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

平成31年3月28日改定

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」により、「いじめ」を次のように定義している。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

1 基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

本校では、「いじめを絶対に許さない学校づくり」をこれまで以上に推進する。

また、児童の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講ずることに教職員が一丸となり取り組むこととする。

(1) 特に配慮が必要な児童について

本校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む、障害のある児童

・教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた指導及び必要な支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

・言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

・当該児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ④ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童
- ・被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 いじめ問題対策委員会の設置

(1) 設置

深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの予防と解決のために総合的な対策を推進するために、富谷市立富ヶ丘小学校いじめ問題対策委員会を設置する。

次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講じる。

ア いじめの実態把握に関すること

イ 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること

ウ その他のいじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

(2) 構成

いじめ問題対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- ・委員長は校長、副委員長は教頭とする。
- ・委員は、PTA 会長、学校評議員代表、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、いじめ不登校対策担当教員、各学年主任、養護教諭とする。
- ・必要に応じて、心のケア支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、宮城県大和警察署、宮城県中央児童相談所、弁護士、学校医等の関係諸機関と連携を図り、参加を要請する。

(3) 年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<p>■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継</p> <p>■いじめ・不登校に係る共通理解 いじめの未然防止に向けた取組の確認</p> <p>○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり</p> <p>○保護者への説明と啓発</p>	<p>職員会議等</p> <p>始業式等</p> <p>学級活動</p> <p>学級懇談等</p>	<p>・いじめ，不登校傾向等の児童について，確実に引き継ぐ。</p> <p>・学校が問題に本気で取り組むことを示す。</p>
5月	<p>○家庭訪問・教育相談の実施</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p>	家庭訪問	・家庭訪問で情報を得る。
6月	<p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p>	学級活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<p>○学校評価の実施</p> <p>○教育相談の実施</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p>	学級懇談等 個別面談	・いじめ，不登校対策を点検する。
8月	<p>■SCによる教育相談に係る研修会の開催</p> <p>■教育相談に係る研修会への参加</p> <p>○夏休み明けの児童の変化の把握</p>	校内研修 外部研修	<p>・校内研修会を開催する。</p> <p>・外部の研修会の活用。</p>
9月	<p>○夏休み明けの教育相談の実施</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p> <p>○人権週間（人権意識啓発活動）4年生</p>	学級活動	<p>・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。</p> <p>・人権感覚を高める。</p>
10月	○学校生活アンケートの実施と対応		・児童の変化を確認する。
11月	<p>○学習発表会，丘小まつり等の行事を通じた人間関係づくり</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p>	学習発表会	・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
12月	<p>○学校生活アンケートの実施と対応</p> <p>○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）</p>	丘小まつり 学級懇談等	・いじめ，不登校対策を点検する。
1月	<p>○冬休み明けの児童の変化の把握</p> <p>○学校生活アンケートの実施と対応</p>		・児童の変化を確認する。
2月	<p>○学校生活アンケートの実施と対応</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	学級懇談等 学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<p>○学校生活アンケートの実施と対応</p> <p>○次年度に向けた教育相談の実施</p> <p>■記録の整理，引継資料の作成</p> <p>■小中連絡会の開催</p>		<p>・今年度の課題をもとに教育相談を行う。</p> <p>・いじめや不登校に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。</p>

3 基本的施策

(1) 道徳教育の充実

- ① 推進体制
 - ・児童の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に行う。
 - ・各教科・各領域との関連を図る。
 - ・児童の実態に応じた全体指導計画を作成し、指導に当たる。
 - ・家庭及び地域社会との連携を十分に図っていく。
- ② 各学年部の主なねらい（いじめに関連した事項を中心に）
 - ア 低学年部（1・2年）
 - ・感謝と思いやりの心を持ち、豊かな対人関係を築く。
 - ・社会生活上のきまりを守る。
 - イ 中学年部（3・4年）
 - ・生命尊重、公共心、向上心、規律を守ろうとする気持ちを育む。
 - ウ 高学年部（5・6年）
 - ・感謝と思いやりの心を持ち、自他を尊重した豊かな人間関係を築く。
- ③ 具体的な取組
 - ア 児童活動
 - ・異年齢集団による交流
 - イ 交流及び共同学習
 - ・学校間交流（利府支援学校富谷校の児童との交流）
 - ウ 学校環境整備
 - ・校内外の美化・緑化活動・清掃活動
 - エ 家庭との連携
 - ・懇談会、PTA 主催の行事
 - ・個人面談、家庭訪問
 - ・個別の教育支援計画の活用

(2) 早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために、本校の児童に対して定期的な調査やその他必要な措置を講ずる。

- ① 体制整備
 - ・学校における相談体制の充実
 - ・児童の悩み等を受け止める体制の整備
 - ・いじめ問題対策委員会の適時、適切な開催と各学年の連携
- ② 組織的対応
 - ・学校全体での対応
 - ・教職員間の緊密な情報交換や共通理解の深化

- ・ 共通理解・共通行動の徹底
- ③ いじめ発生時の対応
 - ・ 児童のみならず，保護者の訴えに対する謙虚な傾聴
 - ・ 関係者全体で取り組む姿勢の醸成
- ④ 啓発活動
 - ・ いじめに対する方針や指導計画等の公表
 - ・ 保護者や地域の方からの理解と協力

(3) 相談体制の整備

児童がいつでも、どこでも、誰とでも安心して相談できるような雰囲気づくりに努めることを大切にする。

- ① 養護教諭の役割
 - ・ 児童の僅かな変化を見逃さない観察力
 - ・ 保護者との関係強化と情報収集力の育成
- ② スクールカウンセラー，心のケア支援員の活用
 - ・ 児童及び保護者からの相談への的確な対応
 - ・ 教員に対する適切な指導助言
 - ・ 教職員のいじめ防止に対する資質能力の向上を図る上での助言
- ③ 校内における相談組織体制の強化
 - ・ 学年間のより一層の連携強化
 - ・ 学級担任，学年主任，いじめ・不登校担当教員，生徒指導主任，養護教諭，主幹教諭，教頭，校長の報告・連絡・相談体制の常態化

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 講演会の開催
 - ・ ネット被害と未然防止対策
- ② 保護者向けのフィルタリング機能の普及促進
- ③ 本校の教職員，保護者，スマートフォン等を携帯している児童向けの情報モラルの啓発

(5) 人材の確保

- ① 外部専門家（教育相談を中心に）の活用
 - ・ スクールカウンセラー，心のケア支援員の積極的活用
- ② 関係諸機関との連携と情報の共有化
 - ア 富谷市
 - イ その他
 - ・ 宮城県
 - ・ 法務省人権擁護局

(6) 調査研究の推進

いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方等、いじめ防止のために必要な事項やいじめ防止のために対策の実施状況について調査、検証を行う。

① アンケート調査の実施

・対象：児童，保護者，教員

※通年で月1回簡易アンケートを実施し，学級経営等の参考にする。

② 定期的な面談

・カウンセラー等と児童との面談

・カウンセラー等と保護者の面談

・心のケア支援員と教員の面談

③ 児童の行動観察

・学級担任，学年主任を中心とした日常の行動観察

・養護教諭による行動観察

・特別支援教育コーディネーター，支援員，主幹教諭，教頭，校長による行動観察

④ 連絡帳等による情報収集

・学級担任，学年主任を中心に連絡帳等からの認知

・メール，ブログ等からの認知（主幹教諭，研究主任，情報担当）

・特別支援教育コーディネーター，支援員，主幹教諭，教頭，校長による行動観察

(7) 啓発活動

いじめが児童の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談体制や救済体制等について，必要な広報及び啓発活動を行う。

① 教育相談のお知らせ

・児童に対する学級担任等からの呼び掛け

・保護者向けのプリントの配布

・お便りによる事案の紹介等

② 各種研修会の開催

・心身に及ぼす影響，防止の重要性，救済体制等の研修会の実施

・教職員，保護者，地域の方を対象とした研修会

・必要に応じて児童向けの研修会の実施

4 個別のいじめに対する措置

児童からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われる場合等、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認をおこなうために、次に示す措置を講ずる。

また、いじめをやめさせるとともに、いじめの再発防止を徹底して図る。複数の教職員により、心理、福祉等に関する専門的知識を有する方の協力を得ながら、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。

(1) いじめの事実確認

① 本人からの聞き取り

- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰に、何を、どのように）による事実関係の的確な把握
- ・ 直接聞き取りの実施
- ・ 必要に応じて保護者同席
- ・ 時間を掛けた聞き取り
- ・ 複数の教職員の同席、必要に応じてマンツーマンの聞き取り
- ・ 児童本人の聞き取りを優先
- ・ 児童本人の話に傾聴する姿勢
- ・ フラッシュバックも十分に考慮しながらの聞き取り

② 友達、周囲からの聞き取り

- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰に、何を、どのように）により、事実関係の的確な把握
- ・ 直接聞き取りの実施
- ・ 児童一人一人からの聞き取り
- ・ 複数の児童一緒の聞き取り

③ 事実関係の照合

- ・ 児童本人、友達や周囲の児童からの情報を照合
- ・ 相違点に係る事項の再聞き取り

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

いじめを受けた児童の保護者、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きないように、いじめの事実に関わる情報を双方の保護者と共有するための措置も十分に考慮する。

① 児童に対する支援

- ・ 児童のつらさや悔しさに対する十分な受容
- ・ 具体的な支援内容の提示
- ・ 認め励ましによる自信の喚起

- ・人間関係の確立
- ・自己理解の深化，改善点の克服
- ・継続的で十分な心理的ケア
- ② 保護者に対する支援
 - ・的確ないじめの事実の報告
 - ・児童本人を守る確固たる姿勢
 - ・きめ細やかなコミュニケーション
 - ・信頼関係の構築

(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを確実に認識させる。

- ① 児童に対する指導
 - ・事実関係，背景，理由等の確認
 - ・不満や不安等の訴えに対する十分な傾聴
 - ・いじめられる児童のつらさ，悔しさへの気付き
 - ・課題解決のための援助
 - ・役割体験等を通じた所属意識の高揚
 - ・十分な心理的ケア
 - ・毅然とした指導の必要性
 - ・いじめを行った児童に対する懲戒については慎重に検討
- ② 保護者に対する助言
 - ・事実の的確な報告
 - ・相手側の心情（怒り，不安等）の理解
 - ・具体的な発言
 - ・立ち直りへの協力
 - ・必要に応じて関係機関との連携

5 関係諸機関との連携

いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言，その他，いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下，適切に行われるよう関係諸機関，学校，家庭，地域社会等の連携の強化，その他必要な体制整備に努める。

(1) 公的機関

- ① 宮城県中央児童相談所

(2) 警察関係

- ① 所轄の警察署

いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときには、所轄の警察署と連携し、対処する。本校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 その他

(1) 学校評価における留意事項

いじめに関し適正に学校評価を行うに当たり、次のことを留意する。

- ・いじめの事実隠蔽がないこと
- ・いじめに関する適切な実態把握
- ・いじめに対する措置の適切性
- ・いじめの早期発見の取組
- ・いじめ再発防止のための取組

(2) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるように、近隣の小中学校とこれまで以上の連携協力体制を整え、事案・措置等の情報の共有化を図る。

(3) 教職員に対する研修

- ・いじめ理解の深化・・・いじめ対応に係る研修会への参加等
- ・適切な学級・学年集団づくりを推進する力の育成
- ・問題解決に向けた教職員同士の円滑なコミュニケーション能力の育成
- ・日常の情報交換
- ・陰湿ないじめに対する認識の強化
 - ・・・目配り，気配り，心配り
 - 教職員の気づかないところで続くいじめ
 - 適切な指導等

(4) その他

- ・必要があると認められるときは、富ヶ丘小学校いじめ防止基本方針を改訂し、あらためて公表する。

〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケート等を実施する。

1 対象 小学校1～6学年

2 実施について

(1) 実施方法 アンケートは、月1回程度は実施し、学級経営等の参考にする。

(2) アンケートの様式

学校生活アンケート(中・高学年用) ※低学年用は平仮名表記

年 組

☆このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活をおくることができるように行います。当てはまるところを○でかこんでください。

1 今、学校は楽しいですか。

(1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない

2 同じ人から、何度もされてこまっていることがあれば○をつけてください。

① 悪口	② 無視	③ たたかれる・けられる
④ なかまはずれ	⑤ 物を取られる・こわされる	⑥ そのほか()

3 先生に相談したいことがありますか。

(1) ある (2) ない

4 このごろ、だれかがいじめられているところを見たことがあれば、下にご書いてください。

いつごろ	だれが	だれに	どんなことをされていた

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」又は「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料2〉 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
登下校	いつも特定の友達が迎えに来る。		
	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
帰宅時	途中で家に戻ってくる。		
	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
友人関係	外出しなくなる。		
	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻りに電話やメールがあり、それを気にする。		
家庭の様子	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
食欲がなくなってきた。			
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			

〈資料3〉 教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見チェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で，一人でいることが多い。あるいは，自分の机から離れない。	
	休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており，沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	
課 外 活 動	一人で準備や片付けをさせられる。または，休憩中一人でいる。	
	活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛，腹痛，体調不良をよく訴える。	
	練習で，一人だけ取り残される。	
	理由がはっきりしない，けがや汚れがある。	

〈資料4〉いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
指導体制	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
学校外連携	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
学校外連携	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
学校外連携	家庭に対して、児童指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

〈資料5〉 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
富谷市教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
富谷市教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
富谷市教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

〈資料6〉 学校評価の進め方

学校関係者評価委員会	学校（いじめ問題対策委員会）	児童・保護者等
<p>○取組の方針等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画 ・ 重点目標 ・ 評価項目 ・ 評価方法等 	<p style="text-align: center;">【PLAN】</p> <p>○今年度の計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策年間計画の作成 ・ 重点目標の設定 ・ 目標達成に必要な評価項目・指標等の設定 	<p>計画等の周知</p>
<p>○授業・学校行事の参観、校長との意見交換</p>	<p style="text-align: center;">【DO】</p> <p>○取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業，学校行事等 ・ 校内研修会，アンケートの実施等 	<p>授業，学校行事の公開</p>
<p>○中間評価の結果について評価</p>	<p style="text-align: center;">【CHECK（1）】</p> <p>○実施状況の評価（中間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間評価 ・ 必要に応じて見直し 	
<p>○自己評価の結果と改善方策について評価</p>	<p style="text-align: center;">【CHECK（2）】</p> <p>○実施状況の評価と評価結果を踏まえた改善方策の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価 	<p>児童，保護者等を対象にしたアンケート実施</p>
	<p style="text-align: center;">【ACTION】</p> <p>○学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価の結果等の公表 ・ 次年度の計画等に反映 	<p>自己評価・学校関係者評価の結果と改善方向について，保護者・地域住民等に公表する。</p>